

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

都市計画運用指針の改正について

「第六次国土利用計画（全国計画）」（令和5年7月28日閣議決定）や、今般取りまとめられた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、土地利用転換に関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを行うこととされたところ。

これを踏まえ、国土交通省においては、

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第3条第1項の規定に基づく、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和2年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号）を令和5年12月28日付けで改正し、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可に当たり、配慮の対象となる施設を拡充するとともに、
- ・ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用転換手続の迅速化等について（技術的助言）」（令和5年12月28日付け5農振第2296号、20231221地局第1号、国都計第131号）を発出している。

このような状況等を踏まえ、「都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針（別添様式含む）については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

- ・ 都市計画運用指針を別添のとおり改正する。

以上